

NBS119

非常照明は、消防法というより 建築基準法に管轄されます。

消防法に係るものは 誘導灯 ということになります。

基準と点検項目

- 1 30分間の非常照明点灯確認 原則全数検査
- 2 土間で1ルクス以上の照度が要求されます 蛍光灯は2ルクス以上

違反した場合

最高300万円の罰金、法人には最高1億円の罰金が課せられます。

関係法令

項目		内容	
維持管理について		法第8条第1項 建築物所有者、管理者又は占有者はその建築物の敷地、構造及び建設設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。	
点検報告義務		法第12条第3項 一、二級建築士及び有資格者により特定行政庁に定期点検報告しなければならない。	
是正命令違反	違反者	法第98条	懲役3年以下又は罰金300万円以下
	法人	法第104条	罰金1億円以下
定期点検義務違反		法第101条	罰金100万円以下
報告徴収	オーナー	法第102条	虚偽の答弁等により罰金50万円以下
	点検者		

